

AI ロボット・フィジカル AI を見据えたマルチモーダル基盤モデル開発事業
に関する特別約款（開発枠用）

2026年5月15日制定

（委託業務の実施に要する経費の支出）

第1条 業務委託契約約款（以下「原約款」という。）第5条、第6条第2項及び第15条第2項中「業務委託費積算基準」とあるのは、「AI ロボット・フィジカル AI を見据えたマルチモーダル基盤モデル開発事業委託費積算基準」とする。

（知財マネジメント基本方針の遵守）

第2条 本契約では、原約款第28条の3は適用しない。

（知的財産権の取扱い）

第3条 本契約では、原約款第31条、第31条の2、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第31条の6、第32条、第32条の2、第33条、第35条及び第44条第7項から第14項は適用しない。

（知的財産権の帰属）

第4条 乙が委託業務を実施することにより発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権のうち、次の各号に掲げるものは甲に帰属するものとする。

- 一 著作権を除く知的財産権
- 二 次項に定める対象著作権

2 第1項第二号の「対象著作権」とは、委託業務により生じた著作権のうち、次の各号に掲げるもの（著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む。）をいう。

- 一 著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び同法第12条の2に規定するデータベースの著作物の著作権（以下「プログラム等の著作権」という。）
- 二 プログラム等の手引書、仕様書その他これらに類する著作物の著作権
- 三 第三者に当該著作物の利用を許諾することを予定する著作物の著作権

3 乙は、前2項により甲に帰属する知的財産権について、甲に対し、無償で移転するものとする。

4 第3項に基づき移転する知的財産権のうち産業財産権を受ける権利及び産業財産権については、権利の設定登録後、第8条第2項に定める出願後の状況通知を乙が甲に提出し、甲が受領したことを以て権利が移転するものとする。ただし、甲が特に必要があると認めるときは、権利の設定登録に先立って移転を指示することができるものとする。

5 第3項に基づき移転する知的財産権のうち対象著作権については、第8条第3項に定める出願後の状況通知を乙が甲に提出し、甲が受領したことを以て権利が移転するものと

する。また、乙は、当該対象著作権に係る著作権人格権を行使しないものとする。

6 第3項に基づき移転する知的財産権のうちノウハウについては、原約款第29条第1項に基づき甲が乙と協議のうえ技術情報を指定し、その旨を乙に通知することによって甲に移転するものとする。

7 成果報告書、その他これに類するものの著作権は、甲に帰属するものとし、乙は、成果報告書、その他これに類するものについて、著作権人格権を行使しないものとする。

(出願)

第5条 乙は、乙が委託業務を実施することにより行った発明等について、委託業務の完了後又は委託期間終了後に判明した場合も含み、乙の名義で速やかに産業財産権の設定登録の出願又は申請（以下「出願」という。）を行うものとする。

(出願の通知)

第6条 乙は、前条による出願（PCT国内書面等（以下「国内書面」という。）の提出を含む。）又は申請を行ったときは、甲が別に定める産業財産権出願通知書1通を出願の日（国内書面の提出にあたっては提出日）から60日以内（ただし、外国への出願及び外国への国内書面提出の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。

(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）の第5章「特許出願の非公開（第65条―第85条）」の規定に関して、特許出願人として以下の各号に対する通知を受領、及び、書類等を提出した際は、当該受領及び提出の後、遅滞なく、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書により、甲に報告するものとする。ただし、通知又は書類等中において、保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が記載されている場合には、報告の方法について事前に甲に確認を行う。

- 一 保全審査に付することを求める旨の申出（法第66条第2項）
- 二 内閣総理大臣へ送付をした旨の通知（法第66条第3項）
- 三 申出に基づく内閣総理大臣へ送付しないと判断した旨の通知（法第66条第10項）
- 四 保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）
- 五 出願を維持する場合の法第67条第9項に規定する書類（法第67条第10項）
- 六 保全審査の打切りの通知及び打切りへの弁明書面（提出した場合）（法第69条第2項）
- 七 保全指定の通知（法第70条第1項）
- 八 保全指定の期間延長の通知（法第70条第5項）
- 九 保全指定を必要としない旨の通知（法第71条）
- 十 保全対象発明の実施許可の申請書の提出（法第73条第2項）
- 十一 保全対象発明の実施許可の通知（法第73条第3項）

- 十二 保全対象発明の実施許可の条件違反による出願却下の通知（法第73条第6項）
- 十三 出願却下の理由通知及び弁明書面（提出した場合）（法第73条第7項）
- 十四 保全対象発明の内容の開示による出願却下の通知（法第74条第2項）
- 十五 出願却下の理由通知及び弁明書面（提出した場合）（法第74条第3項）
- 十六 新たな事業者による保全対象発明に係る情報取扱いの事前承認の申出（法第76条第1項）
- 十七 発明共有事業者の変更の届出（法第76条第2項）
- 十八 保全指定解除又は満了の通知（法第77条第2項）
- 十九 外国出願禁止違反に対する出願却下の通知（法第78条第5項）
- 二十 出願却下の理由への弁明書面（提出した場合）（法第78条第6項）
- 二十一 外国出願禁止かどうかの確認の求め（法第79条第1項）
- 二十二 外国出願が禁止されない旨の回答（法第79条第2項）
- 二十三 外国出願が禁止されるか否かの回答（法第79条第4項）

- 2 乙は、乙の特許出願に係る明細書等（経済安全保障推進法第65条第1項に規定する明細書等をいう。以下同じ。）に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲に提示しないこととする。
- 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び経済安全保障推進法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、経済安全保障推進法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、経済安全保障推進法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。
- 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が委託業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、経済安全保障推進法第74条第1項に基づき開示が禁止されているものを除き、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。

（出願後の状況通知と維持管理）

- 第8条 乙は、第5条の規定による出願を行った後は、誠実に産業財産権の取得のために努めるものとする。
- 2 乙は、第6条の規定に基づき産業財産権出願通知書を甲に提出した場合は、特許出願に

については発明が出願公開（PCT国際公開を含む。）された後遅滞なく、特許権以外の産業財産権の出願又は申請については産業財産権出願通知書の提出後速やかに、出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名及び発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を甲に提出するものとする。また、委託業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。

- 3 乙は、委託業務により生じた第4条第2項各号に掲げる対象著作権について、速やかに創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を甲に提出するものとする。
- 4 乙は、第2項及び第3項に基づき甲に提出する産業財産権等出願後状況通知書において、当該権利を甲に移転する旨を記載するものとする。
- 5 乙は、特許の出願を行った後、必要に応じて3年以内に審査請求を行うものとする。
- 6 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲に移転したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。

（知的財産権の実施）

第9条 甲は、乙が知的財産権の実施を希望するときは、甲が別に定める知的財産権実施許諾申請書（以下「実施許諾申請書」という。）及び必要書類を乙に提出させるものとする。

- 2 甲は、乙が当該知的財産権の実施料の軽減を希望するときは、実施許諾申請書にその旨を記載させるものとする。
- 3 甲は、第1項及び第2項の申請の内容が次の各号に適合する場合は、その実施を許諾するものとする。
 - 一 知的財産権の実施の計画が、国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すると認められること。
 - 二 申請者が、その申請に係る知的財産権を実施する技術的、経済的能力を有していること。
 - 三 ノウハウの使用の申請にあっては、申請者が秘密を厳守すると認められること。

（優先実施権）

第10条 甲は、次の各号の者から、委託業務における知的財産権に係る優先実施権（第5項に規定する独占的な実施権をいう。以下同じ。）の付与を申請され、その内容が前条第3項各号に適合し、優先実施権の付与の承認がされたときは、優先実施権を付与するもの

とする。ただし、甲は、優先実施権を付与された者が、前条第3項各号に適合しなくなったと認めるときは、当該優先実施権の付与を取り消すものとする。また、優先実施権の付与の承認を否定する決定がされたときは、その理由を明示した上で、付与しないことができるものとする。

一 その委託業務に係る発明等を行った発明者等若しくは当該発明者が属する法人（ただし、受託者が法人であって当該法人とその構成員等との間に当該知的財産権に係る優先実施権に関する取決めがある場合は、その取決めにより当該知的財産権に係る優先実施権を付与することができるとされている者とする。）（以下「優先実施権の原所有者」という。）

二 優先実施権の原所有者が指定する者

2 第1項の規定に基づく申請を行うに当たって、当該申請者が第1項第二号に規定する優先実施権の原所有者が指定する者であるとき、当該指定を行う優先実施権の原所有者以外に優先実施権の原所有者が存在する場合は、当該指定を行う優先実施権の原所有者は、あらかじめ、他の優先実施権の原所有者の同意を得るものとし、当該申請者が優先実施権の原所有者であるときは、それ以外に優先実施権の原所有者が存在する場合であっても、当該申請者たる優先実施権の原所有者は、他の優先実施権の原所有者の同意を要しないものとする。

3 第1項の申請は、第9条に規定する実施許諾申請書により、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。

一 産業財産権に係る優先実施権にあつては、当該優先実施権に係る日本国の産業財産権に係る権利の成立に係る登録が行われた日又は当該優先実施権に係る産業財産権に係る出願若しくは申請に関し日本国の拒絶査定若しくは却下が確定する日まで

二 著作権又はノウハウに係る優先実施権にあつては、成果報告書の提出まで

4 甲は、優先実施権を付与される者が甲と実施契約を締結する日を起算日として5年を経過した日（ただし、その日までに当該付与された優先実施権に係る知的財産権について他の者に付与された優先実施権の期間が終了した場合又は次の各号に掲げる期間が経過した場合は、これらの期間の末日とする。）までの間（以下「付与期間」という。）、第1項の規定に基づき優先実施権を付与するものとする。ただし、甲は、優先実施権を付与される者が投資回収等のため5年を超える付与期間を必要とする旨を申し出、甲がそれを適当と認めた場合には、5年を超える付与期間とすることができ、また、優先実施権の付与期間を短縮する場合は、理由を明示した上で、付与期間を短縮することができる。

一 特許権にあつては、特許出願の日より20年（ただし、特許権の存続期間の延長登録の査定を受けた場合は、延長した期間を加えるものとする。）

二 実用新案権にあつては、実用新案登録出願の日から10年

三 意匠権にあつては、意匠登録出願の日から25年

四 回路配置利用権にあつては、設定登録の日から10年

五 育成者権にあつては、品種登録の日から25年（種苗法第4条第2項に規定する品種にあつては、30年）

六 著作権にあつては、著作物の公表後 70 年（その著作物がその創作後 70 年以内に公表されなかったときは、その創作後 70 年）、映画の著作物の著作権は、著作物の公表後 70 年（その著作物がその創作後 70 年以内に公表されなかったときは、その創作後 70 年）

七 ノウハウにあつては、指定の日から 5 年（ただし、甲がその期間を延長又は短縮したときは、その期間）

- 5 甲は、第 1 項に基づき優先実施権が付与された知的財産権について、第 3 項各号に掲げる期間（第 4 項に基づき優先実施権が付与されている期間を除く。）においては優先実施権の原所有者以外の者（甲が既に実施の許諾をした者を除く。）に対し、同項に基づき優先実施権が付与されている期間においては優先実施権を付与された者以外の者（甲が既に実施の許諾をした者を除く。）に対し、当該知的財産権の実施の許諾を行わないものとする。ただし、優先実施権を付与された者が、当該優先実施権を放棄した場合又は第 1 項ただし書の規定に基づき甲が優先実施権の付与を取り消した場合は、この限りではない。
- 6 第 1 項に基づき、知的財産権について優先実施権を付与された者は、当該知的財産権に係る出願又は申請、出願審査の請求及び登録に要する経費並びにその他の維持経費のすべてを負担しなければならない。優先実施権を付与された者が複数である場合は、当該費用を按分して当該付与を受けた者が負担するようにしなければならない。
- 7 優先実施権を付与された者は、当該優先実施権に係る特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権について、実施を希望する第三者より特許法第 83 条、同法第 93 条、実用新案法第 21 条及び同法第 23 条、意匠法第 33 条並びに種苗法第 28 条に基づく協議を求められたときは、これらに対応（そのための経費の負担を含む。）し、甲は、これに協力するものとする。
- 8 優先実施権が付与された知的財産権について、権利の侵害又は侵害とみなす行為が行われた場合には、優先実施権を付与された者は、適切な対応（そのための経費の負担を含む。）をとり、甲は、これに協力するものとする。
- 9 優先実施権を付与された者は、その早急な実施に向けて努力するものとする。

（経費の負担）

- 第 11 条 甲は、産業財産権の設定登録の出願から設定登録までに要した経費（以下「出願費」という。）、特許料、登録料若しくは手数料（以下単に「登録料」という。）又は発明等を行った者（プログラム等の創作者を除く。）に対する出願補償金、登録補償金、若しくは実施補償金（以下単に「補償金」という。）について、負担するものとする。
- 2 第 1 項の規定による甲が負担する補償金の額は、甲が別に定める基準により算定する補償金の額と乙の内部規則により算定する補償金の額のいずれか低い額とする。
 - 3 乙は、前二項の規定による出願費、登録料又は補償金について、甲の負担すべき分を一括して支払うものとし、甲の当該産業財産権等の移転の後、当該支払を証する書類を示して出願費、登録料又は補償金を甲に請求するものとする。
 - 4 甲は、第 3 項の規定による請求を受けたときは、出願費、登録料又は補償金を乙に支払

うものとする。

(再委託先等との契約)

第12条 乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。

(存続条項)

第13条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第1条、第4条から第12条

(原約款との関係)

第14条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2026年5月15日から施行する。

AI ロボット・フィジカル AI を見据えたマルチモーダル基盤モデル開発事業委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次のとおりとする。

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
I. 機械 装置等費	1. 土木・ 建築工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、交通費、消耗品費、光熱水料、仮設備費及びその他の経費 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。
	2. 機械 装置等製作 ・購入費	委託業務の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要した場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費 ただし、乙の製造による商品を充てた場合にあつては、その社内振替価格とすることを妨げない。 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。 当該項目に計上するものは、購入・製作にあつては、その取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものとする。 機械装置等を製作する場合とは、研究部門の仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作加工することをいい、その経費には次のような経費を含む。(Ⅱに含まれるものを除く。) ① 製作設計費 - 機械装置等の細部製作設計に要した労務費(外注設計の場合にあつてはその経費) 労務費は、製作設計に直接従事する者の労務費単価(労務費単価は当該製作設計に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出 ② 製作加工費 - 機械装置等の

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			製作に要した直接材料費、加工費及び直接経費 (イ) 直接材料費 - 機械装置等の製作のための直接材料、副材料費及び部品を製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 (ロ) 加工費 - 機械装置等の製作に要した労務費は、加工に直接従事した者の労務費単価(労務費単価は当該加工に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出 (ハ) 直接経費 - 専用治工具費、外注加工費及びその他の直接経費であって、すでに(ロ)加工費中の製造間接費に算入されていないものとする。 i) 専用治工具費 - 機械装置等の製作に専用するための治工具を製作、購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			ii) 外注加工費 - 機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費 iii) その他の直接経費 - i) から ii) までに掲げる経費以外の経費 ③ 添付品費 - 機械装置等に組み込まれる各種機器類等であって、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 ④ 運搬費 - 機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費 ⑤ 据付費 - 機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費
	3. 保守・改造修理費	① プラント及び機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの1. 2. 及び4. の光熱水料に含まれるものを除く。） 外注を必要とした場合は、それに	保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
		要した経費 ② プラント及び機械装置等の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合=資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの１．、２．及び４．の光熱水料に含まれるものを除く。） 外注を必要とした場合は、それに要した経費 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	改造費とは、次のような経費をいう。 ① 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常の見替(原状回復)の費用を超えた経費 ② 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円以上かつその装置等の前期末における取得価額の10%を超えたとき、その経費 修理費とは、次のような経費をいう。 ① 装置等の原状回復に要した経費(移設費、解体費を含む) ② 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合の経費 ③ 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価額の10%以下であるとき、その経費
Ⅱ．労務費	1．研究員費	委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。 ① 甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。	

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		② 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下、「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。 健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする（出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む）。 ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。 なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③又は④に基づき算定することができる。 ③ 研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術組合において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準（大学用）又は業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）を使用して算定する。 ④ 労務費の算定において労務費単価表の４９級等級相当を超える者の場合は、乙が当該研究員に支払った給与、

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
	2. 補助員費	諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定する。 1) 時間単位において当該委託業務に従事する研究員は、上記で算定された人件費に基づく時間単価で算出すること。 2) 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（エフォート専従者）の場合は、上記で算定された人件費に基づく月額に申告したエフォートを乗じて算出すること。 3) その他、甲が定める方法に従うこと。 委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただしⅠに含まれるものを除く。）	
Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費	委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費	機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。
	2. 旅費	① 委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ② 登録委員、外部有識者、外部専門家が、委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費	

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
		③ 乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費	
	3. 外注費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費	
	4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 - 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 2) 会議費 - 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く 3) 通信費 - 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料 4) 借料 - 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用（社内単価又は外注による場合の契約単価とする。）等に要した経費 5) 図書資料費 - 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費 6) 通訳費・翻訳費 - 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			した経費及び翻訳費 7) 運送費 - 委託業務の実施に直接必要な送付（運搬を含む）に要した経費 8) 委員会費 - 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費 9) 学会等参加費・論文投稿料 - 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費（学会等に参加するための旅費は除く。）及び成果に関する論文投稿に係る経費 10) 報告書等作成費 - 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費 11) キャンセル料 - 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）
IV. 間接経費		上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費	1 間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅲ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 2 間接経費率は、次のとおりとする。また、日本国からの方針又は指示その他特段の事由がある場合に限り、

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			外国の研究開発機関等（日本国内の大学等又は国立研究開発法人等に相当するもの）については、当該研究開発機関等が所在する国又は地域における水準を考慮して、間接経費率を定めることができる。 3 間接経費率は、原則 10 % とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項 3 に該当する中小企業及び次項 4 に該当する技術研究組合等については、間接経費率は 20 % (甲が別に指示する場合はその率) とし、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。また、研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等については、当該組合員毎に第 2 項から第 5 項までを準用して定められる間接経費率を用いることができる。ただし、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、当該組合員の間接経費率を原則 30 % とし、この率を下回る率を用いるときは、その率とすること

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			ができる。 4 前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第2条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。 5 第2項のただし書きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。 6 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。 一、 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータから判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。 二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。
V. 再委託費 ・ 共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費 当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅣに定める項目又は甲が別に定める積算基準の項目に準じて行う。	再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50%未満とすること。

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託業務実績報告書を乙が甲に提出する日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。

第3 公募要領等で委託費の対象外と指定した項目及び経費については、経費算定の対象とする支出額には含まないものとする。